

# 豊島区ソーシャルメディア運用基準

2 豊政広発第 311 号

政策経営部長決定

制定 令和 2 年 8 月 1 日

改正 令和 6 年 3 月 1 日

## (目的)

第 1 条 この基準は、豊島区（以下「区」という。）が広報活動を充実する手段として、ソーシャルメディアを活用し、区政等に関する様々な情報（以下「情報」という。）を発信することに関し必要な事項を定めるものとする。

## (用語の定義)

第 2 条 この基準において使用する用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

### (1) ソーシャルメディア

X（旧 Twitter）、Facebook、Instagram、YouTube など、インターネット上で提供されるウェブサービスを利用して、サービスの利用者自身が情報を発信し、又は相互に情報のやりとりを行うことができる情報伝達媒体をいう。

### (2) アカウント

ソーシャルメディアを利用するために取得した権利及び登録内容をいう。

### (3) 利用者

ソーシャルメディアの利用者をいう。

## (運用体制)

第 3 条 ソーシャルメディアの運用に係る体制は次のとおりとする。

(1) ソーシャルメディアの運用を開始する課の課長（室長）を運用管理者とする。

(2) 運用管理者は、情報発信の判断をはじめ、ソーシャルメディアの運用を統括するため、ソーシャルメディアの種類ごとに情報発信の内容、情報発信の方法等を定めた運用要綱を策定する。

(3) 運用管理者はソーシャルメディアの運用を開始・終了した際、別に定める様式に基づき、政策経営部広報課長に報告する。

## (基本原則)

第 4 条 ソーシャルメディアを利用する際の基本原則は次のとおりとする。

(1) 区職員であることの自覚と責任を持ち、地方公務員法その他の関係法令ならびに職員の服務及び情報の取扱いに関する規定を順守する。

(2) 自らの職務に関する情報を発信する場合は、守秘義務を果たすとともに、意思形成過程における情報の取扱いに十分留意する。

(3) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、知的財産権等に関して侵害することがないように十分留意する。

- (4) 発信する情報は正確を期するとともに、その内容について誤解を招かないよう十分留意する。
- (5) アカウントの不正利用、業務目的外利用をしてはならない。
- (6) その他公序良俗に反する一切の情報を発信しない。

(投稿禁止情報)

第5条 ソーシャルメディアにより発信してはならない情報は次のとおりとする。なお、運用管理者は、利用者による投稿内容が下記事項に該当すると判断した場合は、予告なく情報の削除その他必要な措置を講じることができるものとする。

- (1) 法令等に違反するもの、又は違反する恐れがあるもの
- (2) 特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権その他の区又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反する表現や内容
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報や特定、開示又は漏えいする等プライバシーを侵害するもの
- (10) わいせつな表現等を含む不適切なもの
- (11) その他、区民の生命、財産、もしくは、区の行政事務の執行等に重要な影響を及ぼす情報などが不適切と判断したもの

(著作権等)

第6条 ソーシャルメディアで提供される個々の情報（文章、写真、イラスト等）に関する諸権利は、区又は原著作権者に帰属する。

- 2 利用者は、内容について、私的利用のための複製、引用等、著作権法上認められた場合を除き、無断で複製又は転用してはならない。

(免責)

第7条 区は、ソーシャルメディアを通じて利用者から提供される情報について、その正確性、完全性、合法性その他の保証は一切しないものとし、当該情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生したとしても、一切責任を負わないものとする。

- 2 区は、掲載された情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生したとしても、区の故意又は重大な過失によるものでない限り、一切責任を負わないものとする。
- 3 区は、システム障害や保守などにより、利用者への事前予告なくアカウントの運用を停止する場合があるものとする。
- 4 この基準は、利用者への事前予告なく変更や見直しを行う場合があるものとする。

(その他)

第8条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年3月1日から施行する。